

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)7 月 2 日

契約担当課名	都市計画推進部都市整備課
発注担当課名	都市計画推進部都市整備課
契約名称	令和 6 年度庄本町 1 丁目まちづくり事業化検討調査支援業務委託
契約内容	令和 6 年度庄本町 1 丁目まちづくり事業化検討調査支援業務委託一式
契約締結日 及び契約期間	令和 6 年(2024 年)7 月 2 日 令和 6 年(2024 年)7 月 2 日から令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区北浜二丁目 6 番 26 号 日本工営都市空間株式会社大阪支店
契約金額	¥3,098,700
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 本業務は、府県境から大阪池田線区間の都市計画道路三国塚口線の道路整備に合わせて、これまで取り組んできた庄本町 1 丁目周辺の現況調査などの検討内容を踏まえ、より具体的なまちづくりの検討を行うために、専門的な技術力、企画力、経験等を備えた受託者の確保が必要となります。 そのため、受託者選定においては企画力、技術力、実績等を適切に審査し決定するプロポーザル方式が適しているため同方法を採用し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約とするものです。